

社会福祉法人長門市社会福祉協議会広告掲載に関する要綱

令和 7 年 12 月 8 日

要綱第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人長門市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の広報媒体に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第 2 条 本会の広報媒体に掲載する広告は、社会的に信用性の高い情報でなければならないことから、広告内容及び表現は、それにふさわしいものでなければならない。

(広報媒体)

第 3 条 この要綱の対象となる広報媒体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本会広報誌「しあわせながと」（以下「広報誌」という。）
- (2) 本会ホームページ（以下「ホームページ」という。）
- (3) その他会長が必要と認めるもの

(規制業種等)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告は、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）に基づく風俗営業、その他風俗営業に類似したもの
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) 賭博及び富くじ（公営競技及び公営くじを除く。）に係るもの
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中のもの
- (7) 地方公共団体から指名停止措置を受けているもの
- (8) その他、会長が広告掲載することが適当でないと認めるもの

(広告の範囲)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、広報媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 風営法第2条に規定する営業行為を助長するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝（名刺広告等）に関するもの
- (5) 著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (6) その他広報媒体として掲載することが不適切であると会長が認めるもの

(広告の規格等)

第6条 広報媒体に掲載する広告の規格、掲載位置及び掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（別記様式第1号）に広告案を添えて本会に提出しなければならない。

(広告の掲載の決定)

第8条 会長は、前条の申込みを受け、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により通知する。

2 申込者が第6条に規定する募集枠数を超えたときは、先着順とする。
ただし、申込内容に不備があった場合は、この限りでない。

(広告の掲載料の納付)

第9条 広告掲載の決定を受けた者（以下「廣告主」という。）は、本会が指定する期日までに広告の掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告の原稿の提出等)

第10条 广告主は、本会が指定する期限までに広告の版下データ（以下「廣告原稿」という。）を提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により提出された廣告原稿の内容が第7条に規定する広告案の内容と異なり、修正の必要があると認めるときは、廣告主に対して修正を求めることができる。

3 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告主の責務)

第11条 掲載する広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告の掲載料の返還)

第12条 既に納入された広告の掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない理由により、広告の掲載ができないときは、この限りではない。

2 前項の規定により返還する広告の掲載料の額は次のとおり算出するものとする。

(1) 広報誌にあっては、第6条に規定する掲載料のうち、広告を掲載することができなかつた部分に相当する額とする。

(2) ホームページにあっては、第6条に規定の掲載料に広告を掲載することができなかつた月（月の初日から末日までを単位とする。）の数を乗じた額とする。ただし、1月に満たない場合は、日割により算出して得た額とする。

3 ホームページの広告掲載において、機器のメンテナンス等により一時的に掲載ができない場合については、広告の掲載料の返還の対象としない。

(広告の掲載の取消し)

第13条 会長は、広告の内容、デザイン、リンク先ホームページの内容等が第5条各号のいずれかに該当するとき又は広告主が指定期日までに広告掲載料を納入しなかつたときは、広告の掲載の決定を取り消すことができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月18日から施行する。

別表（第6条関係）

媒体名	発行(更新) 回数／部数	規格	掲載位 置・方法	掲載料	募集枠	備考
広報誌	年回4発行 市内全戸配布 (15,000部)	規格 縦48mm×横80mm ※紙面内(表紙を除く。)	A4判 紙面内 2色刷り	発行1回につき 5,500円(税込)	各号8枠程度 (掲載号あたり)	
ホームページ	随時	縦320ピクセル×横 640ピクセル データ容量:10KB以下 データ形式:GIF、 JPEG、PNGのいずれか	トップページ 静止画像のみ	2,200円(税込)/月 11,000円(税込)/6月	6枠程度	

別記様式第1号（第7条関係）

年　月　日

社会福祉法人長門市社会福祉協議会

会長 様

広告掲載申込書

社会福祉法人長門市社会福祉協議会広告掲載に関する要綱第7条の規定に基づき、
広告案を添えて次のとおり申込みます。

申込者	名 称		
	所在 地	〒	
	代表者	役職名	
		ふりがな 氏 名	
	担当者	部署名	
		ふりがな 氏 名	
		T E L	
		F A X	
		E メール	
	業 種		
広報媒体	□広報誌（しあわせな がと）	掲載号 ※発行号については、事前にお問い合わせくだ さい。 掲載希望（□にチェックしてください。) <input type="checkbox"/> 5月号 <input type="checkbox"/> 7月号 <input type="checkbox"/> 10月号 <input type="checkbox"/> 1月号 (合計 回)	
	□ホームページ	① 掲載希望期間 年 月 1日から 年 月 末日まで (合計 月) ② リンク先U R L	
	広 告 の 内 容	別紙のとおり	

別記様式第2号(第8条関係)

長社協地第 号
年 月 日

申込者 様

社会福祉法人長門市社会福祉協議会
会 長 印

広告掲載決定通知書

年 月 日付けをもって申込のあった広告掲載はこれを認め、下記のとおり本会広告媒体に掲載を決定する。

記

広告媒体	広報誌 ホームページ	
掲載期間	広報誌	月号
	ホームページ	年 月 ~ 年 月 (月)
広告枠数	枠	
掲載料	円 (税込)	
支払方法	口座振込又は現金により納付	
振込口座	金融機関 支店等 種別・口座番号 口座名義	
納付期限	年 月 日	